【規程番号　神女短Ⅵ－001】

神戸女子短期大学学納金減免規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則第 28 条の２第３号に基づく学納金の減額又は免除に関して必要な事項を定める。

（手続き）

第２条　学長は、学納金の減額又は免除を行う場合、事前に部局長等会議の意見を聴き、常任理事会の承認を得るものとする。

（改廃）

第３条　この規程の改廃は、学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

２　この規程は、令和４年度入学生から適用する。

【規程番号　神女短Ⅵ－002】

神戸女子短期大学授業料等未納者の除籍等に関する取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則第 17 条第３号に規定する「授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者」の除籍等手続を定める。

（除籍とする未納期間）

第２条　除籍理由のうち、「督促してもなお納付しない」期間については当該未納学期の最終月の末日とする。ただし、卒業年度後期については当該年度の１月末日とする。

（9 月卒業見込み学生の取扱）

第３条　９月末卒業の対象となる可能性のある学生の「督促してもなお納付しない」期間については、前条の規定にかかわらず別途指定する期日とする。

（未納学期の履修登録、期末試験等の取扱）

第４条　授業料等の未納学期における履修登録や試験の成績及び修得単位認定は授業料等が納付されるまで保留する。

（納付督促）

第５条　授業料等の納付指定期日までに納付しない者については、その保証人に対して納期経過後督促を行い、第２条又は第３条に規定する期日までに納付しない場合は自動的に除籍となる旨告知する。

（除籍の日付）

第６条　除籍の日付は、授業料等が納付されている学期の末日とする。

（除籍の確認）

第７条　除籍の決定に際しては、第２条及び第３条に規定する未納学期最終月の翌月の部局長等会議の意見を聴いて学長が決定し、同月の教授会に報告する。

（除籍の通知）

第８条　前条の確認、報告を経て除籍を決定した場合は、当該学生の保証人に対し第６条に定める日付をもって除籍した旨を第２条に定める日付をもって通知する。

（修得単位の認定）

第９条　本規程に基づいて除籍された者の修得単位の認定は、授業料等の納付が完了した学期までの単位とする。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子短期大学学生表彰制度運用細則

（目的）

第１条　この細則は、行吉学園学生表彰規程（以下「表彰規程」という。）第２条の各号に該当する学生個人又は団体を表彰することを目的とする。

（推薦方法）

第２条　表彰対象候補者の推薦は、次の方法により行う。

(1) 表彰規程第２条第１号に該当する者は、学科ごとに全在籍期間を通して成績が最も優秀かつ品行方正な者を候補者として選び、学科主任は教務部長及び学生部長と確認のうえ、部局長等会議に推薦する。

(2) 表彰規程第２条第２号に該当する者は、学友会に登録されたクラブ又は同好会に所属する個人又は団体の中から、所定の書式により学生課に届けられた活動成果に基づいて、学生委員会で審査のうえ、候補者を選び部局長等会議に推薦する。

(3) 表彰規程第２条第３号に該当する個人又は団体は、本学学生又は教職員から所定の書式により学生課が届けを受け、学生委員会で審査のうえ、候補者を選び部局長等会議に推薦する。

(4) 表彰規程第２条第４号に該当する個人又は団体は、本学学生又は教職員から所定の書式により学生課が届けを受け、学生委員会で審査のうえ、候補者を選び部局長等会議に推薦する。

(5) 表彰規程第２条第５号に該当する者は、本学学生又は教職員が所定の書式により学生課へ申し出、学生委員会の協議により部局長等会議に推薦する。

（表彰候補者の公表）

第３条　表彰対象者は公表する。ただし、公表するにあたっては本人の同意を得るものとする。

（表彰の対象期間）

第４条　表彰規程第２条第１号の対象期間は在籍期間の全てとし、第２条第２号から第５号については、毎年４月から翌年の３月までとする。

（表彰式）

第５条　表彰規程第２条第１号の対象者については、その対象者の学位記授与式において表彰を行う。

２　表彰規程第２条第２号から第５号の各対象者については、その決定された年度末に表彰を行う。

（細則の改廃）

第６条　この細則の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この運用細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この運用細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この運用細則は、平成 30 年 10 月 11 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この運用細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この運用細則は、令和８年４月１日から施行する。（委員会名称の変更）

【規程番号　神女短Ⅵ－004】

神戸女子短期大学職業紹介事業運営規程

（総則）

第１条　本学は、職業安定法第 33 条の 2 の規定により職業の斡旋を行う。

（斡旋）

第２条　本学で行う職業の紹介斡旋は、本学在学生及び卒業生についてのみ行い、すべて無償とする。

（求人）

第３条　本学は、すべての職種についての求人申込みを受理する。ただし、次の各号に該当するものは受理しない。

(1) 申込みの内容が法令に違反しているもの

(2) 雇用条件が不適当であると認めたもの

（求人票）

第４条　本学に対する求人申込みは、求人票によって行い、各事項について漏れなく記入したものでなければならない。

（求人申込み）

第５条　求人申込みは、作業内容、勤務時間、給与等労働条件を明示しなければならない。

（申込みの受理）

第６条　本学は、本学在学生及び卒業生のすべての求職の申込みを受理する。ただし、次の各号に該当するものは受理しない。

(1) 申込みの内容が法令に違反しているもの

(2) 申込み内容が、学校教育上穏当でないと認めたもの

（求職の要項）

第７条　求職の申込みは、求職の要項について漏れなく記入したものでなければならない。

（紹介斡旋）

第８条　本学で行う職業の紹介斡旋事務は、学長名をもってキャリアサポートセンターで行う。

（就職の決定）

第９条　本学で行う職業の紹介斡旋は、文書をもってすることを本体とし、就職の決定は求人者との合意による。

（紹介斡旋の条件）

第 10 条　労働争議に介入しないため、争議中の工場、事業場等に対する求職者の紹介斡旋はしない。

（守秘義務）

第 11 条　職業の紹介斡旋の取扱者は、求職並びに求人の個人の情報を漏洩してはならない。

（求人の待遇）

第 12 条　職業紹介斡旋の取扱者は、求職並びに求人の何びとに対しても均等待遇を保障し、一切差別的取扱いをしない。

（職業の紹介斡旋）

第 13 条　職業の紹介斡旋は、求職者の能力に応じた職業で、求人条件に適合したものを紹介することに努めるものとし、あらかじめ求人条件を求職者に公示して、希望者を募った上で紹介するものとする。

（通知）

第 14 条　求職者、求人者ともに、両者の合意によって就職が決定した場合、直ちに本学にその旨を通知しなければならない。

（規程の改廃）

第 15 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女短Ⅵ－005】

神戸女子短期大学職業紹介に係わる個人情報適正管理規程

（目的）

第１条　この規程は、職業安定法第５条の４第２項の規程に基づき、職業紹介事業に係わる個人情報の取扱いについて定める。

（担当）

第２条　個人情報の取扱者は、職業紹介業務担当者であるキャリアサポートセンター課長とする。

（取扱者の出席）

第３条　取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。また、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習会等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるよう配慮するものとする。

（訂正の請求）

第４条　取扱者は、個人の情報に関して、求職者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

（苦情処理担当者）

第５条　求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、キャリアサポートセンター課長とする。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女短Ⅵ－006】

神戸女子短期大学学生健康診断規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学校保健安全法（昭和 33 年 4 月 10 日制定）にもとづき、神戸女子短期大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について必要な事項を定めるものとする。

（健康診断の種類）

第２条　健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

２　定期健康診断は、毎年定期に行うものとする。

３　臨時健康診断は、学医が必要と認めたときに行うものとする。

（受診の義務）

第３条　学生は健康診断を受けなければならない。

２　疾病その他の事由によって健康診断を受けることができないときは、その事由を保健室に届け出なければならない。

３　前項の事由がなくなったときは、保健室に申し出てすみやかに健康診断を受けなければならない。

（事後措置）

第４条　大学は、健康診断の結果を受診した学生に通知するものとする。

２　大学は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは学医と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

３　健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

（復学時の受診）

第５条　休学中の者が復学しようとするときは、保健室に申し出て、健康診断を受けることができる。

（証明書の発行）

第６条　第 3 条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とする時は、これを発行することがある。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（委員会名称の変更）

【規程番号　神女短Ⅵ－007】

神戸女子短期大学遺失物取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学（以下「本学」という。）の学内において拾得された遺失物の取扱いについて定めるものとする。

（拾得物の届出）

第２条　学内で拾得した物品、金銭等（以下「拾得物」という。）については、24 時間以内に学生課へ届け出なければならない。

（拾得物の受理）

第３条　前条の規定により届け出られた拾得物は、学生課において確認の上、これを受理する。

　この場合、拾得者から請求があった時は「拾得物預書」を交付するものとする。ただし、拾得者が教職員及び本学の委託業者である場合については交付しない。

（遺失者への通知）

第４条　前条の規定により受理した拾得物のうち、遺失者の連絡先が判明している場合は、学生課から電話等で速やかに通知するものとする。

（拾得物の保管、公示）

第５条　拾得者から届け出のあった拾得物は、学生課において保管し、公示する。

２　前項に定める公示期間は、届け出のあった日から 7 日間とする。

（法令に基づく対応）

第６条　拾得物のうち、貴重品（財布、現金、カード、鍵、高価なアクセサリー、運転免許証携帯電話等）については、公示期間を経過してもなお遺失者から申し出がない時は、「遺失物　法」の定めにより「拾得物届出（明細）書」に現品を添えて所轄警察署長へ届け出るものとする。

２　前項に定める貴重品以外の拾得物（衣類、教科書、書籍、文具、及び傘等）については、学生課において一定期間（３ヶ月）陳列する。

３　前項に定める陳列期間が経過しても引き取り人が現れず、遺失者が判明しない場合は、所有権を放棄したものとみなし、本学において適宜処分する。

（遺失者への返還）

第７条　拾得物の公示期間中に遺失者から引取りの申し出があった場合、又は記名等により遺失者が判明したもの等については、学生課において確認の上、遺失者へ返還する。

（引渡し）

第８条　第６条の規定により所轄警察署長に届け出た拾得物で、法的保管期間（３ヶ月）を満了し、返還された物については、学生課から拾得者へ連絡の上、拾得者が１ヶ月以内に引き取るものとする。ただし、拾得者が所有権を放棄した場合及び１か月を経過しても引き取らない場合は、拾得権を放棄したものとみなし、その物件に関する所有権は本学に帰属する。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃については、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（委員会名称の変更）